

議第 127 号

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 9 月 16 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂温泉合掌村の経営適正化と今後のあり方を調査、検討する附属機関の設置に伴い、委員の報酬及び費用弁償に係る規定を定めるため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年下呂市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前					
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）					
区分	報酬		費用弁償		区分	報酬		費用弁償	
			市内	市外				市内	市外
			（1 日に つき）					（1 日に つき）	
教育委員会委員の項～小口融資審査委員会委員の項（略）			（略）	（略）	教育委員会委員の項～小口融資審査委員会委員の項（略）			（略）	（略）
観光商工推進協議会委員	日 額	6,0 00 円			観光商工推進協議会委員	日 額	6,0 00 円		
下呂温泉合掌村経営改善委員会委員	日 額	6,0 00 円							
都市計画審議会委員の項～地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないものの項（略）					都市計画審議会委員の項～地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないものの項（略）				

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

下呂温泉合掌村の経営適正化と今後のあり方を調査、検討する附属機関の設置に伴い、委員の報酬及び費用弁償に係る規定を定めるため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 別表(第2条、第5条関係)に「下呂温泉合掌村経営改善委員会委員」を追加します。

(別表関係)

(2) この条例は、令和2年10月1日から施行します。

(附則関係)